

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 18 回定例
12 月 17 日（水）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 26 年 12 月 17 日に教育委員会第 18 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 12 月 17 日 (水) | 開会 | 13 時 |
| | | | 閉会 | 15 時 10 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 中 村 かおり | 教育総務課専門監 | |
| | | 長 井 利 樹 | 高校教育課参事 | |
| | | 田 中 剛 | 高校教育課人事管理主事 | |

4 その他

(1) 第45号・第46号・第47号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～5 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第46号・第47号議案と報告事項 4・5 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第46号・第47号議案と報告事項 4・5 を非公開とする。今回は非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第47号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第46号議案 「静岡県いじめ問題対策本部」委員の変更

非公開

< 非 > 報告事項 4 平成27年度再任用候補者選考の経過及び結果

非公開

< 非 > 報告事項 5 静岡県教育職員特別免許状審議委員会の結果

非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開する。

第45号議案 静岡州市町学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

委 員 長： 議案書 1 頁「第45号議案 静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

委員長： 本件についてはすでに報告済であるが、質疑等はあるか。

配偶者同行休業を利用したいという要望もあって、いろいろ改定がされてきたと思うが、より運用しやすい制度になったという解釈でよいか。

教育総務課長： そうである。制度に則って休暇を取得できることになる。

委員長： 他に異議はないか。

全委員長： (特になし)

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員長： (異議なし)

委員長： 第45号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 監査結果に関する報告

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

本件に関して、今日御欠席されている興委員から質問を預かっている。1点目は「本件については、教育委員会として監査に先立って把握していたのか」ということで、2点目は「今後の対応として、平成27年3月4日までに監査委員へ報告する、ということだが、受理した以降の措置状況は適切であったのか」ということである。この質問について、説明願う。

教育総務課長： 監査結果については、すでに教育委員会で処分を下しているものであり、受理後には全高校に対して「このような点が指摘されたので、各校でも気をつけてほしい」と文書で通達を出している。

委員長： 当該校への指導はいかがか。

教育総務課長： この学校に対してはすでに処分も行っており、あわせて注意喚起もしている。

委員長： 1点目の質問である「監査に先立って内容を把握していたか」についてはいかがか。

教育総務課専門監： 処分を受けるような学校徴収金の件や交通事故の事例については、事前に報告を受けていたので、教育委員の皆様にも報告している。ただ、休假日数の付与のミスについては、監査で注意されて初めて明らかになったことであり、事前には把握していなかった。しかし、今後注意するように指導しているところである。

また、先ほどの説明でもあったが、監査結果については全所属に通知するとともに、どのような点がいけなかったのかを分かりやすく解説した「AUDIT NEWS」を配信して、周知徹底と改善を促している。

教 育 監： 交通事故については、加害の場合には県教育委員会に報告があるので、すでに教育総務課で必要な指導措置等をしている。

ただ、今年の4月には悲惨な事故があった。そのときに、教育総務課の篠宮参事がこれまでの交通事故について取りまとめをしたが、今回の指摘のように交通事故が頻発している学校もいくつかあった。そのため、今後の対応や指導の必要性を含めて、県教育委員会としてこの学校へも事故件数が多いことで指導をし、対策をお願いしたところである。

加 藤 委 員： 交通事故の件であるが、職場環境に問題はなかったのかという疑問がある。特定の学校で事故が多いことについて、教職員に過剰な労働などの無理が加わったことが要因だとすると、その問題を改善しないまま「交通事故を起さないよう気をつけて」と言ったところで効果はない。その点はいかがか。

特別支援教育課長： 今回、特別支援学校で交通事故が多く発生して注意を受けた。これについては、私たちも学校に出向いて管理職に指導を行っている。事故は通勤時間帯に起こっており、事故原因は前方不注意がほとんどである。その意味は、車の運転感覚の問題がかなり大きいのではないかと考えられるので、その点は本課の人事管理主事を含めて指導にあたっているところである。

加 藤 委 員： 前方不注意は4月の大事故と同じである。このように小さな事故を重ねていった結果、大きな事故につながるということが往々にしてあるので、単に注意喚起をするのではなく、具体的に「早めに家を出て」など、事故を防ぐために必要な指示を的確に伝えていかないと、「注意しなさい」と指導しても「注意したけどぶつかりました」ということになりかねない。

特別支援教育課長： 御指摘のとおりだと思う。学校でも具体的に校内に注意を喚起する文書を掲示したり、あるいはこのような状況について通信的な便りを渡したりして、「車間距離は時間にして2秒程度開けるべきである」など具体的な指示をしているところである。

委 員 長： 再発防止に向けた取組はできているようなので、引き続き注意喚起を続けてほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 市町教育委員会事務局訪問

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項2 市町教育委員会事務局訪問」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

義務教育課長： <報告事項についての追加説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 説明いただいた中に出てきたことは、昨年、賀茂地区で市町教育委員会と意見交換をした際、「各市町で指導主事をバラバラに配置せず、科目ごとワンセットとして5人で一つの地域を見てもらうようにしてはどうか」との話し合いがあって、実施した改革である。それが評価されているのはありがたい。より一層、チームで地域を支援する取組を進めてもらいたい。

委員 長： 市町教育委員会への派遣の報告は初めてなされたのではないか。派遣を続ける中で新たな課題も見えてくると思うので、今後も報告してほしい。

教育政策課長： 平成23年度にアクションプランを作成したことをきっかけに、各市町教育委員会事務局を訪問するようになったものである。これまでも報告をしてきたが、ここまで細かい報告は初めてである。

委員 長： 事務局レベルでも、市町教育委員会との連携が非常になされていることが分かってよかった。

ただ、タブレットや人権教育のところにあった報告で気になったのが、市町間の格差である。人員配置に関しても、格差の是正が課題となっているが、問題を知れば知るほど格差が広がっているという現状に突き当たってしまう。この点は、講師の人材不足など新たな課題や要望も増えてきているのではないか。

情報化推進室長： ICTの環境整備については、市町から補助制度についての要望があった。今回の事務局訪問でも各市町から言われたときにお伝えしているが、平成26年度から平成29年度まで、国が教育のICT化に伴う環境整備の4か年計画を策定している。これは毎年1,678億円、4年間で6,712億円の地方税制措置をするものである。交付税措置にはなるが、この制度を活用し、各市町でICTの環境整備を推進していただきたいとお願いしている。

加藤委員： タブレットは道具にすぎない。「道具ありき」ではなく、どのような教育をやりたいのかをまずは考えるべきである。次に、その教育内容において、現状の道具で不足しているものがあれば、デジタル機器で補えるのかどうかを検討すればよい。

過去のIT化教育では、予算がついたからとして皆でパソコンを購入したけれども活用できなかった例があった。パソコンは埃にまみれているだけで、そのうちにプログラムが更新される。新たなプログラムを入れ直すのに予算がかかるので、更新もできずにそのまま捨ててしまう、というようなこともあった。そのため、まず何に使うのかを把握した上で、次に道具の入手を考えるべきで、この順番が逆になってはいけないと思う。

人権教育推進室長： 人権教育についても、市町間の格差が大きいという御指摘があった。市町教育委員会の指導主事も、学校の教諭も、それぞれでその人数に差がある。そのため、人数が多いところでは専任で人権教育の推進を担当

してもらえが、人数が少ないところでは兼任で様々な取組をしなければいけない中での人権教育の推進となる。それによって、人権教育に力をいれていただけたところと、順番的に後回しになっているところがあると感じている。そのため、各学校の人権教育担当者が悉皆で参加する研修等で、丁寧に指導をしていきたいと考えている。

委員長： その点については私個人として思うところもある。特に治安の乱れが見られる地域、青少年の指導が必要だと感じる地域では、前もって拠点校を指定すべきである。中にいると見えなくて、自分達の抱えている問題がそれほど優先順位が高くないと思われているのが人権教育の扱いではないか。県からも拠点校の指定などもやってみてはどうか。人権教育をやらないところは、優先順位が低いまま、格差がますます広がってしまうと思うので、検討してほしい。

加藤委員： 網羅的に平等に推進すると、実は平等ではなくなってしまう。過疎地域で都会にしか起きないようないじめや人権の問題を取り上げて他人事と感ぜられてしまう。過疎地域では過疎地域なりの人権問題があるし、都会には都会特有の人権問題がある。観光地には観光客を含めていろいろな人が入り込むことによって起こる人権問題がある。「役人のやることは何一つ役に立たない」と言われる原因は、それが網羅的で平等だからである。自分に関係していることは、言われている全体の1割しかない。残り9割は役に立たないことであり、自分の時間を潰して話を聞いているだけということになる。そのため、人権教育も地域特性をわきまえた上でやってほしい。

特別支援教育課長： 家庭の問題や子育ての問題は、健康福祉部が中心になって動いている。今まで市町村合併が進んでおり、大きなところでは行政的に各市町が責任を負っている。しかし、まだ合併が進んでいなかったり、単独では難しかったりするところでは、従前から圏域の考え方がある。静岡県では8つの圏域がいろいろな領域で指定されており、特に特別支援教育を中心に子育てや家庭教育支援では、その圏域の中でお互いに協力できないか調整しているところである。小さい市町には、全ての行政職が子どもの顔が見えるなど、小さい市町なりの良いところもあり、行政が具体的に動くことができる。小さい市町でそのような良さがある反面、大きな都市においては子どもの顔が逆に見えづらくなっており、その中で動かなければならないという問題があると感じている。必要な協議会を立ち上げるよう市町には指示を出しているが、近隣市町で連携して協議会を立ち上げたりもしている。今後は地域での核になる人を育てていければ、と考えている。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領及び参加確認について

委員 長： 報告事項13頁「報告事項3 平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領及び参加確認について」、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

本件に関しても、興委員から御意見と御質問を預かっている。まず、御意見であるが「私としては、これまで実施されてきた学力・学習状況調査は引き続き実施していくべきであり、かつ、知事に対しての調査結果等の提供は行うべきものと考えている」、そして具体的には「学力・学習状況調査結果の公表は県教育委員会が責任をもって実施することが必要である。知事はこの県教委の公表をご覧になられた上で、県政を預かれる立場からのご発言がなされるものと思料している」とのことである。

続いて御質問であるが、「この2年間、知事の公表問題に直面してきているが、教育委員会の公表についての姿勢が曖昧なものであったことに端を発していると思料している」として、「教育委員会としては、公表についての考え方を纏めて、そのうえで、知事の理解が得られるよう、努力していくことが必要である。このためにも、12月5日に、実施要領についての変更点を説明したとの報告があるが、その際どのような知事の考えが出されたのか」とのことである。まず、この御質問について説明願う。

義務教育課長： 御指摘のとおり、12月5日に私が知事室に行き、来年度の実施要領について知事に説明した。ただ、その説明に基づいて、来年度どうするという意向を知事が示されたわけではない。来年度の実施要領の記述で、御自身が指摘した部分が訂正されていることに納得されているようであった。その上で、来年度はどのようにするのか、ということになるが、そのことには明確な発言はなかった。

加藤委員： 今回の公表に関しての知事の主張は2つあったと思う。1つは、実施要領がどのようにも読めるために、自分はそのような公表という行動をとったということ。一方、その行動をとった動機は、「本来試験結果は公表されるべきものである」という信念であり、実施要領がその動機を阻止するような内容ではなかったのが公表した、ということ。この2つであった。

来年度の実施要領では、知事が独断では調査結果を公表できないことが明確になった。明確にはなったが、知事は公表したいという意向を持っている。ただ、知事のこの意向は単に知事個人の意向ではなくて、県民の意向を知事が一部代行し代弁している部分があると思う。そうすると、それをどのように教育委員会が引き受けて、県民の意向を運営の中にのせていくべきなのか。つまり、知事は公表できないが、我々は市町教育委員会の了解を得ることができれば公表できる。そうであるならば、その努力をしなくていいのだろうか。また、これから

も公表は市町ごとでばらばらに行われると考えられるが、それを県としてまとめる必要があるのか。それらを、県民の立場で考えなければいけないのではないか。

これまでは、知事の考えや文部科学省と知事との意見の相違などで我々は振り回されてきたが、県教育委員会として公表をどうすべきなのかを、今の時点で話し合っていないといけないのではないか。そして、その結論を知事にも伝えるべきである。

一方で、知事は県民を代表し県民から選ばれた立場であるので、知事は県教育委員会にどうしてほしいのかということを知りたい。その意向を聞いた上で、この実施要領に則った方法で公表できれば、今までのような問題は起こらなくなる。そこが、一番大事だと思う。文部科学省が「知事は公表してはいけない」と規定していることで「知事には何も言わせない」のように捉えてしまうと、本来の県民の希望にそぐわないような形で対応してしまうことになる。

委員長：ここで、論点整理をさせていただく。

1点目は、実施要領の改正を受けて、どのような感想を持ったのか。

2点目は、今後、公表のあり方にしていくのかについてどのように知事と協議していくのか。

そして3点目は、来年度の参加の確認について、である。

これら3つの点について、各委員から御意見をいただきたい。まず、斉藤委員はいかがか。

斉藤委員：まず1点目については、新しい実施要領にははっきり謳われて明確になったので、それに従っていかなければいけない。

2点目であるが、市町教育委員会の了解を得た場合に限り、県知事ではなく県教育委員会が公表する、ということなので、加藤委員と同様、知事の意向を聞くということがまず必要だと思う。知事はどのような観点からの公表をしたいと考えているのか、それを聞いた上で、知事の意向のままでもなくてもいいが、我々が主体として判断して、公表の方法を考えるべきである。なお、その場合には市町の同意が得られることが前提となるので、市町の同意が得られるような公表を行わないといけないと感じている。

3点目は、教育委員会が判断すべきことであり、この定例会の場で決めなければならないと思う。

委員長：次に渡邊委員はいかがか。

渡邊委員：実施要領が明確化されたということに関しては、非常に分かりやすくなって良かったと感じる。

2点目の知事との協議についてであるが、私は今年、昨年と知事が校長名を公表した際には、一県民として新聞紙上で知ったわけであるが、何故このような人騒がせな公表の仕方をするのか、という感想を持った。それは、何のための公表かということが、県民にとって分かりに

くかったからである。ただランキングで「この町は頭がいいらしい」とか「この町は遅れているらしい」というような感想に留まってしまい、県民一人一人が地域の教育について考えるというような公表の仕方ではなかったと思う。そのため、公表については、知事がどのようなつもりで公表するのかということ伺いながら、教育に携わっている人もいない人も、一人一人の県民が自分のこととして、自分の町の問題として考えられるような、より丁寧な公表の仕方を提案していきたい。その際には知事の意向も確認しながら、より良い公表の仕方を探っていければと思う。

3点目の市町の参加については、市町教育委員の皆様にご委託、御意見をいただければと思っている。

委員 長： 教育長はいかがか。

委員 長： 今回の実施要領でも、あくまでも県教育委員会は「協力者」であって、参加主体は市町教育委員会と規定されている。知事は県民の声を代弁しているという御意見もあったが、一方で市民・町民の声を代弁するのは市町または市町教育委員会で行うことになる。その意味からすると、参加主体があくまで市町教育委員会である以上、最終決定は市町教育委員会がやるべきものであると考えている。ここで行われているような議論が35市町の教育委員会の中で行われ、その中でそれぞれが主体性を持って公表の是非を判断すればよいのではないかと考えている。

しかしそうは言っても、県として何か統一的な公表の形態などのコンセンサスが得られるならば、そのような方向で市町教育委員会との話し合いを行い、公表の仕方について議論をしていくということは可能であると思う。ただ、最終的には市町教育委員会の意思決定に任せざるべきであるし、この実施要領でもそれがはっきりしたのではないかと感じている。

委員 長： 実施要領を読むと、さらにブラッシュアップされたものができて明確化されたことで混乱も起きづらくなるのではないかとと思う。私たち教育委員会が文部科学省に「このような点は改善の余地があるのではないかと」と提案して、聞き入れていただいたということ、声が届いたということで、文部科学省と県の一方通行ではない良い関係が構築できたと思う。

次に、知事と結果公表のあり方であるが、教育長も言われたように市町の自主性を主として、それにプラスして知事との落としどころを見つけていきたい。本来は市町が公表すれば、知事があのような強行突破というような公表はせずに済んだのである。出すことができるデータは出したほうがよいと思うので、それぞれの市町の状況に適した公表の仕方を探してほしい。私たち県教育委員会のやるべきことは、公表のあり方も市町の主体性に委ねていただけるよう、知事に理解していただくことである。来年4月から始まる総合教育会議で、その点に

についても知事と話し合うことができればいいと思う。

3点目であるが、公表も含めて参加確認の対象は市町教育委員会であるが、県教育委員会として参加を促すということをやっていたかと思う。

加藤委員： 判断を各市町に任せるとするのは、ある意味、無責任であると思う。確かに、各市町の平均正答率を全て公表すると序列化につながる懸念がある。

その一方で、序列化以外の面で各市町間に格差があるとしたら、その市町の行政を行っている市長・町長や教育委員会に落ち度や責任はないのだろうか。例えば、自分の市町の成績が全国的に見て特に悪いということ隠すために、結果を公表しないということも起こりうる。それは市町の意向を尊重していることになるが、その市民・町民にとってより良い教育を提供しないという状況を、県教育委員会が黙認することにつながる。

県教育委員会としては、県全体の成績の分布がどうなっているのかを見て、特に遅れている地域には予算配分をしてその地域を押し上げる工夫をしなければならない。その際、上からの目線ではなく、下からの目線で「国語の成績が悪いのはこのような理由があるので、ここにもっと予算配分をすべき」というように、県としての工夫を行わなければならないのではないのか。そうでないと県としての学力向上につながらない。市町の自由に任せただけであれば、どこにどのような責任があって、どのように直していかなければいけないのかが見えてこないで、それは注意しないといけない。

教育長： 加藤委員の御指摘があったが、県教育委員会は県内市町のデータを把握しているので、県の施策として、重点的にどの市町へ支援を行うかということは、結果公表とは関わりなく実施することができる。

もう一つ、各市町が結果を謙虚に受け止めて、その結果内容をどのように公表し、他の市町や県、あるいは全国と比較しながら学力向上に取り組むのかを最終的に決定するのは、その市町に委ねられていることである。我々がそれについてとやかく言うべきではないと思う。それによって悪い結果を隠蔽してしまうとか、隠蔽が無責任につながるというのは、あくまで市町の責任であって、県にはそこまで立ち入る責任はないと思う。

加藤委員： そうすると、例えば、一部の新聞社がそのような地域に行って問題を掘り起こし、「このような地域にこんな問題がある」という報道を受けて、我々県教育委員会が動くということになりかねない。市民・町民は、もっと別の形で、自分の市町の状況についての情報を得たいと思っているのではないか。「我々はその情報を持っているので、自分たちで対応する」、「これまでも行ってきた」と主張しているが、それについて、県民と知事は信頼していないわけである。「県教育委員会は「教育村」であり、情報を自分たちで持っているにもかかわらず活用されない状

態で運営されていたのではないか」ということは、県知事から何度も言われたことである。

教 育 長： それは、ただ単なる学力調査の公表の問題だけでなく、各市町教育委員会が、各学校が抱えている問題についてもっと県と市町教育委員会が連携しあって解決していくという、教育行政全体にかかわる姿勢の問題ではないかと思う。学力調査の結果だけをとって云々ということではなく、例えば先ほどの報告にもあったように今回の市町教育委員会訪問では有意義な情報交換もできたので、そのようなところで総合的な視点から、一つ一つの市町教育委員会に県として何が支援できるかということを検討していくつもりである。その際に、その一つの素材として学力・学習状況調査の公表問題があるという位置付けでいかないと、何が主で何が従であるのか、また本来公表することにどのような目的があるのか、が分からなくなる。公表そのものが目的化してしまい、公表問題に踊らされてしまうような教育行政であってはならないと思う。

加 藤 委 員： 私が知事の意見を代弁しているようだが、知事は「過去5年間ずっと成績が下がり続けた。そのときに一体何をしたのか」、「今までやっていたのであれば、それはそれでいい。しかし、今までやっていなかったではないか」、「私が去年、小学校国語Aの平均正答率が最下位になったことで激怒して、公表を含めて騒いだことで初めて皆が動いたのではないか」、「それで動き出した結果として今年の結果が出たのではないか」ということを言っている。そうであれば、我々は言われなくてもやっているということ、何らかの形で示さなければいけない。そして結果を示さなければいけないが、今まで結果は示せていない状況である。

委 員 長： 私は結果で示していない以前に、市町によっては説明責任を果たしていないことが問題であると思う。調査を受けた結果についての説明責任は絶対にあるので、それイコール公表とは限らないが、新聞報道によると全国で3分の1程度しか公表していない。公表のあり方についても、正答率は出さなくても前年度と比較した数値を出したりするなどいろいろな選択があるが、それすらできていないことを危惧している。説明責任はあるが、それをどう果たすのか。もっと明確に、保護者や市民に市町の結果や課題が伝わる工夫は絶対にしなければいけない。ただ、それ以上まで踏み込んで、より明確化するために正答率を公表するのは市町間で温度差や文化の違いがあってもいい。今回の実施要領もこれだけ明確になったのであるから、県教育委員会としても説明責任ということで風穴を開けていくべきであり、説明責任を果たす公表のあり方はどうすべきなのかをぜひ市町に投げかけてほしい。

加 藤 委 員： 私の真意も「公表ありき」ではない。しかし、今委員長が御発言されたように、市町には説明責任があるので、「この市町の義務教育を受け

てよかった」と市民や町民に思っただけのような説明をしなければいけない。例えば、「我々の市町はこれだけの全国規模の試験において、全国の平均より高い成績を取っています」と説明すれば、「教育委員会も市町の行政もきちんとやってくれている」と確認できる。ただ、基準は全国平均値なので、皆が努力すれば全体が上がってしまい、平均より上位の市町も下位の市町もできてしまう。しかし、それは「なぜ平均以下なのか」をきちんと説明し、将来の道筋を見せていくことで納得してもらえらると思う。その説明もなく毎年結果が下がっていたのは職務怠慢である、というように私は言われたのだと思う。

齊藤委員：市町の教育委員会と時間をかけて個別に話していけば、今言ったような考え方は分かっただけだと思う。それで、「それであれば学力調査に参加したくない」という市町が出てくるとは考えられないが、もし出てきたら「参加してください」と説得するしかないと思う。皆でやるというところまで持っていくために、市町の教育委員会と県教育委員会との対話をこれからやっていかなければならない。その意味で、ようやく市町教育委員会とのパイプができつつあるので、その連携を推進すべきである。

公表の方法は、平均正答率の数値だけではなく他にもいろいろ選択肢があると思うので、話し合いをする中で市町にふさわしい公表の手法が見つかってくるのではないかと。

教育長：例えば、ある新聞では学力をテーマに特集をしてきているが、静岡の見える学力に焦点化されているように感じる。良い意味での見えない学力や子どもたちの中長期的な学力を考え、どのような経験をしながら子どもたちが成長しているかというところを見てもらいたい。数値の比較の中での静岡県での学力ではなくて、例えば体力にしても義務教育9年間を考えれば、子どもたちは年々成長しているわけなので、単に第6学年や第5学年のスポットだけで議論するのではなく、もっと広く捉えてほしい。まさにそれが生きる力、生き抜く力になっていくと思うが、ある一点を捉えての議論が非常に盛んになってしまったのは、個人的には寂しく感じる。

加藤委員：見えない学力と見える学力について、気持ちは分かる。しかし、見えない学力を望んでいる保護者はいるだろうか。

教育長：学力調査の中では意欲などは見えてこない。関心・意欲などの学力論を議論するとテーマが広がってしまうが、ペーパーテストの可能性と限界をもっと我々が理解して、ペーパーテストでは何が分かって何が分からないのかということも踏まえて結果を分析しないと、分からないところの学力まで学力・学習状況調査で表現してしまっているような錯覚に陥ってしまうということがある。それは特にマスコミ報道ではその方向にいつてしまう危険性があると感じる。

加藤委員：去年から今年にかけて成績が上がったのは子どもたちの意欲による。それは、見えない学力が見えるようになったのではなく、意欲が非常

に上がったのである。前回定例会で村山会長が説明されたときにも発言したが、昨年まで学校の先生は「分からないことは書かなくてよい」「あやふやなことまで書く必要はない」という指導をして、分かる範囲でぎりぎりまで答えていこうという子どもたちの意欲を削いでいたところがあった。その指導を方針転換し、「半分しか分からなくても、回答してみよう」「文章は1行でもいいから書いてみよう」という指導をすることによって、今年、劇的に点数が上がったのだと思う。つまり、意欲こそまさに点数を上げる要因である。しかし、点数を上げようという意欲は今まではなかったのである。スポーツも同じで、いくら基礎練習をしても、相手の弱みに付け込んで勝とうという意欲がないと、勝つことはできない。学力だけが別格で、生きる上で競争は考えなくてよい、とにかく人格を磨いていけばそれでよいというのは、少し違うのではないか。

委員長： 教育長と加藤委員の意見を聞いて、見ているものは同じなのに違う方向から見ていると感じる。説明責任については一致している。ただ、それが見えるものを説明するのか、あるいは見えないものを説明するのか、という議論である。見えるものも見えないものも、説明するべきであり、それは一致していると思う。

ただ、今、市町が警戒しているのは、来年は知事が実施要領を守るのかということである。実施要領自体を脆弱なものとして知事が独断で公表してしまったことへの恐怖感やアレルギーが市町にはある。しかし、来年は知事が実施要領を守るという信頼があれば、市町は自ら公表してもらえないのではないか。私たちは市町に対してそのことについての責任があって、必ず知事に実施要領を守っていただかねばならない。それが、私たちが努力すべきことであって、その上で、ぜひ説明責任を果たしていただけるよう市町にお願いしてほしい。見えない学力であっても、例えば読書の量だけでなく解読力も伸びており、学力テストの結果ではない部分でもその成果は見えてきている。そのため、数字が一人歩きしないように、見せ方も含めて誤解されないように工夫してほしい。しかし、「誤解されないために見せない」ということではなく、市町には誤解されないだけの説明力を付けていただきたいと思う。

加藤委員： あえて批判してもらおうような資料の出し方も大事である。悪い結果を見せることによって、批判してもらおうことを恐れてはいけない。そうしないと、我々行政はつい悪いものは隠すということになってしまう。行政側として、隠蔽はやってはならないことである。来年の全国学力・学習状況調査の実施まではまだまだ時間があるので、来年の4月の実施に向けて議論したい。

斉藤委員： とにかく、今年は成績が上昇したわけであるが、それが来年どうなるのかは知りたいところである。成績の改善が今年だけのことかもしれないし、来年行われる理科の調査は3年に一度しか実施されないの

静岡県全体で参加してほしい。そのため、来年の全国学力・学習状況調査にしっかり取り組む必要があることを打ち出して、市町教育委員会を説得する強さを県教育委員会は持たなければならないと思う。

渡 邊 委 員： 結果を公表してもしなくても、教育の現場でやらなければならないことは常に同じであり、それは現場の先生が一番よく分かっているのではないか。競争も大事であるが、例えばテストの成績だけでは見えない、世の中を渡っていくために必要な静岡県の特長もあると思う。角突き合わせるような議論だけではなく、もし悪いところを公表するのであれば良いところも公表して褒めてもらうなど、工夫して公表してほしい。大事なことは、静岡県の子どもたちが自信を失わないことである。それができるやり方で広めていくことが大事であり、それについて配慮できれば、その他はこれから考える余地があるのではないか。

委 員 長： 公表のあり方については、まだまだ協議しないといけない。まだ時間もあるので、興委員にも参加していただいて、さらに踏み込んだ議論をしていきたいと思う。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項3を了承した。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第18回教育委員会定例会を閉会とする。